

霧島市条例第8号
令和8年2月26日

霧島市特別職報酬等審議会条例及び霧島市国民保護協議会条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市特別職報酬等審議会条例及び霧島市国民保護協議会条例の一部を改正する
条例

(霧島市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 霧島市特別職報酬等審議会条例（平成17年霧島市条例第26号）の一部を次のよう
に改正する。

第6条中「総務課」を「人事課」に改める。

(霧島市国民保護協議会条例の一部改正)

第2条 霧島市国民保護協議会条例（平成18年霧島市条例第25号）の一部を次のように改
正する。

第4条中「安心安全課」を「危機管理課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。